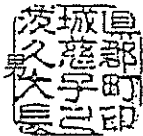


大子町告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大子都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成28年4月7日

大子町長 綿引久



1 都市計画の種類  
用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 久慈郡大子町

ア 商業地域

(ア) 削除する部分

久慈郡 大子町大字大子字瀬戸田，泉町南側，横谷川原の各一部

イ 近隣商業地域

(ア) 追加する部分

久慈郡 大子町大字大子字瀬戸田，泉町南側，横谷川原の各一部

(イ) (ア) に係る規制の内容

建ぺい率 80%以下，容積率 200%以下

ウ 第一種住居地域

(ア) 削除する部分

久慈郡 大子町大字大子字吉田の一部

エ 第二種住居地域

(ア) 削除する部分

久慈郡 大子町大字池田字馬場の一部

オ 第一種中高層住居専用地域

(ア) 追加する部分

久慈郡 大子町大字池田字馬場の一部

(イ) (ア) に係る規制の内容

建ぺい率 60%以下, 容積率 200%以下

(ウ) 削除する部分

久慈郡 大子町大字池田字馬場の一部

カ 第一種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

久慈郡 大子町大字池田字馬場の一部

(イ) (ア) に係る規制の内容

建ぺい率 40%以下, 容積率 80%以下

(ウ) 削除する部分

久慈郡 大子町大字池田字馬場, 音内, 上ノ内の各一部

3 縦覧場所

大子町役場建設課

大子都市計画用途地域の変更（大子町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（大子町）

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの限度	備 考
第一種低層住居 専用地域	約 31 ha	8 / 10 以下	4 / 10 以下	—	—	10 m	割合
小 計	約 31 ha						約 33.4 %
第二種低層住居 専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
第一種中高層住 居専用地域	約 8.9 ha 約 5.9 ha	15 / 10 以下 20 / 10 以下	6 / 10 以下 6 / 10 以下	— —	— —	— —	約 9.6 % 約 6.3 %
小 計	約 15 ha						約 15.9 %
第二種中高層住 居専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
第一種住居地域	約 26 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 26 ha						約 28.0 %
第二種住居地域	約 8.8 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 8.8 ha						約 9.5 %
準住居地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
近隣商業地域	約 5.4 ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 5.4 ha						約 5.8 %
商業地域	約 6.9 ha	40 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 6.9 ha						約 7.4 %
準工業地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
工業地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
工業専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
合 計	約 93 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図のとおり」

理由

都市計画道路の変更を考慮して、用途地域に関する土地計画の検討を行い、3地区の用途地域を変更することで、土地の合理的な利用を図り、健全な都市の発展を促進するものである。

大子都市計画用途地域の変更（大子町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（大子町）

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高さの限度	備 考
第一種低層住居 専用地域	約 31 ha 31	8 / 10 以下	4 / 10 以下	—	—	10 m	割合
小 計	約 31 ha 31						約 33.4 % 33.4
第二種低層住居 専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—
第一種中高層住 居専用地域	約 8.9 ha 5.9 5.9	15 / 10 以下 20 / 10 以下	6 / 10 以下 6 / 10 以下	— —	— —	— —	約 9.6 % 約 6.3 % 約 6.3 %
小 計	約 15 ha 15						約 15.9 % 15.9
第二種中高層住 居専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—
第一種住居地域	約 26 ha 26	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	約 28.0 % 28.0
小 計	約 26 ha 26						約 28.0 % 28.0
第二種住居地域	約 8.8 ha 8.8	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	約 9.5 % 9.5
小 計	約 8.8 ha 8.8						約 9.5 % 9.5
準住居地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—
近隣商業地域	約 5.1 ha 5.4	20 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	約 5.5 % 5.8
小 計	約 5.1 ha 5.4						約 5.5 % 5.8
商業地域	約 7.2 ha 6.9	40 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	約 7.7 % 7.4
小 計	約 7.2 ha 6.9						約 7.7 % 7.4
準工業地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—
工業地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—
工業専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—	—	—
合 計	約 93 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図のとおり」

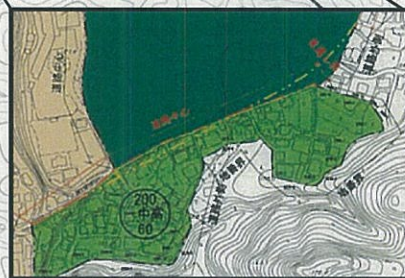
上段 変更前  
下段 変更後

# 大子都市計画 用途地域の変更 (大子町決定)

## (変更理由)

都市計画道路の変更を考慮して、用途地域に関する土地利用計画の検討を行い、用途地域を変更することで土地の合理的な利用を図り、健全な都市の発展を促進するものである。

## 位置図



変更前	変更後	変更面積
第一種低層住居専用地域	無指定	0.05ha
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	0.09ha
第一種中高層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	0.12ha
第二種住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	0.02ha
第一種住居専用地域	無指定	0.03ha
商業地域	近隣商業地域	0.32ha

凡例	
	変更前(用途界から除外)
	変更後(新たな用途界)
都市計画道路の変更、地区計画の決定(同時都決案件)	

